

「103万円の壁」見直しにおいて、地方財政の減収を招かないことを求める意見書

所得税の課税最低限額が、働き控えを招いているという、いわゆる「103万円の壁」の見直しについて 現在、政党間において議論が行われている。人手不足が社会的課題となる中での働き控えの解消や、物価高のもと手取りを増やすことなど、様々な政策の議論を行うことについては、十分に理解するところである。

しかしながら、仮に基礎控除額を国・地方において 75 万円ずつ引き上げた場合、国税と地方税合わせて年間 7 兆円から 8 兆円程度の影響があるとされており、地方自治体の基幹税である個人住民税において年間 4 兆円の減収が見込まれるほか、所得税の減収に伴う地方交付税の減額として、約 1 兆円が見込まれるなど、地方財政への甚大な影響が懸念されている。特に、個人住民税は市町村税収入の 4 割強を占め、都市自治体における最大の税目であるとともに、「地域社会の会費」としての性格を有し、社会福祉、子ども子育て、学校教育、公共施設運営、ごみ処理など、住民に身近な行政サービスの基盤となっており、急激な減収は、これらの提供に重大な支障をきたすことにつながる。

このため、「103万円の壁」の見直しの検討に当たっては、地方の意見を十分に踏まえるとともに、住民に必要な行政サービスを提供する基盤である地方税財源に影響を及ぼすことのないよう慎重な議論を行うよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 12 月 20 日

東京都羽村市議会議長 富松 崇

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣 宛